**平成２２年（フ）第３３６号**
香川県高松市岡本町1582番地12
債務者　香西　由美（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第５３号**
香川県三豊市豊中町上高野3455番地
債務者　鈴木八千代
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２２年（フ）第４９号**
愛媛県大洲市西大洲甲2013番地１
債務者　有田　直子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
松山地方裁判所大洲支部

**平成２２年（フ）第５０号**
愛媛県大洲市西大洲甲2013番地１
債務者　有田　誠人
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
松山地方裁判所大洲支部

**平成２２年（フ）第５１号**
愛媛県大洲市西大洲甲2013番地１
債務者　有田　寿男
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
松山地方裁判所大洲支部

**平成２２年（フ）第１９４号**
宮城県大崎市鹿島台木間塚字福芦359番地１
鹿島台福芦住宅２号棟５号
債務者　阿部　義雄
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第２３７６号**
愛知県春日井市高座町1930番地611
債務者　坂部　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第８２号**
香川県坂出市西庄町773番地
債務者　山根　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２２年（フ）第３７４号**
沖縄県浦添市宮城２丁目18番５―305号　リバービュー南十字
債務者　仲吉　功扶
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第１８０号**
北海道小樽市最上２丁目６番28号、前住所北海道小樽市住ノ江１丁目８番301号　ニコルハイツ南小樽
債務者　鎌塚　正幸
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２２年（フ）第１１２７号**
仙台市若林区新弓ノ町60番地の５
債務者　岩松　信男
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１５６号**
仙台市泉区長命ケ丘６丁目１番地の20　長命荘102
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１６７号**
仙台市太白区四郎丸字吹上46番地　雇用促進住宅四郎丸宿舎１号棟403
債務者　丸子　　賢
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２０６号**
仙台市青葉区上杉１丁目３番22―402号、申立時の住所仙台市青葉区中山３丁目４番15号エクセルシャトー中山202
債務者　高橋　美紀
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２２６号**
仙台市太白区土手内３丁目１番12号
債務者　島守　勝裕
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２４３号**
宮城県名取市手倉田字八幡10番地の３
債務者　松川　英生
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１０号**
宮城県石巻市門脇町３丁目９番23号、前住所宮城県石巻市中央１丁目１番15号
債務者　吉岡　修一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係